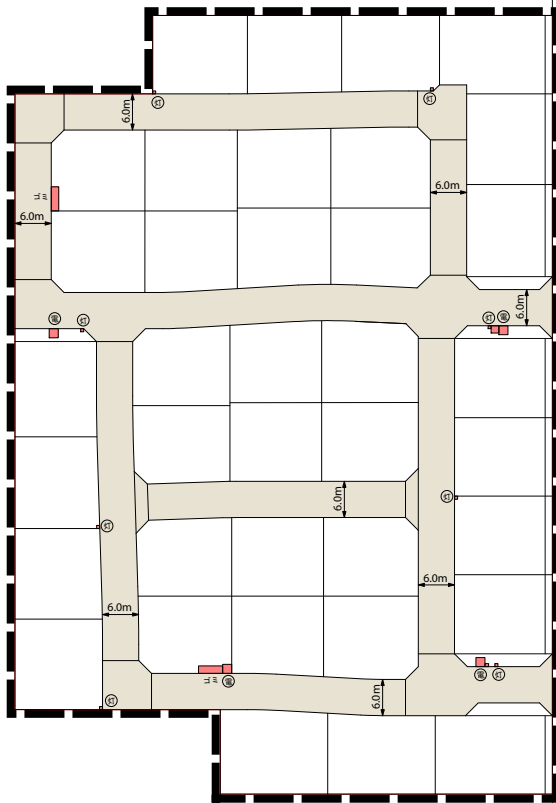

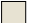
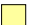
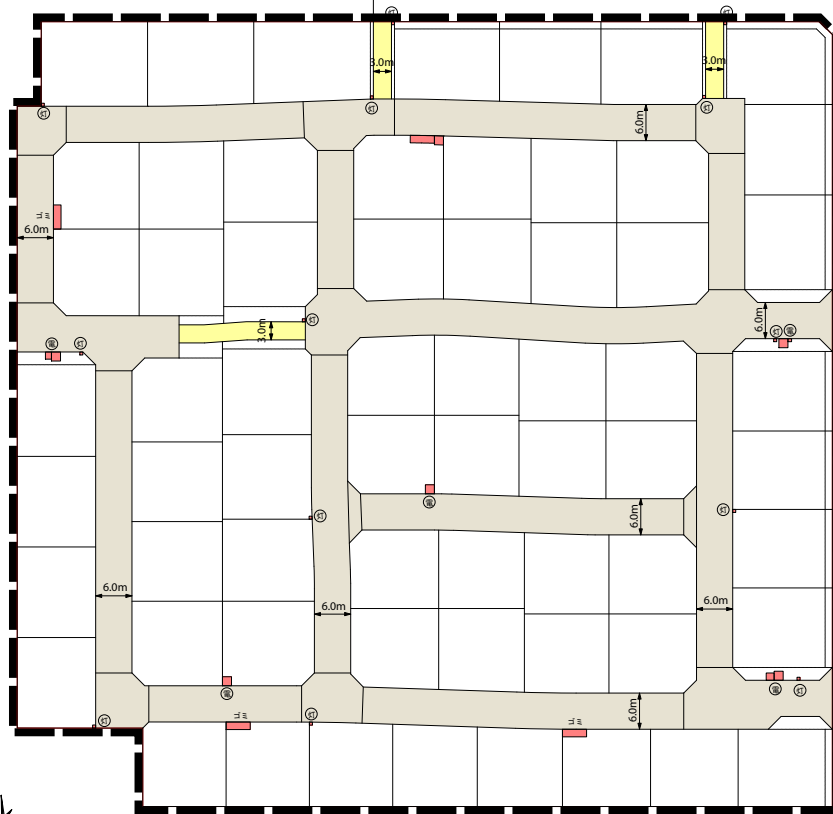


別紙1 葛城C 4 3戸建街区景観協定区域図



東街区
(C 4 3街区 3画地)

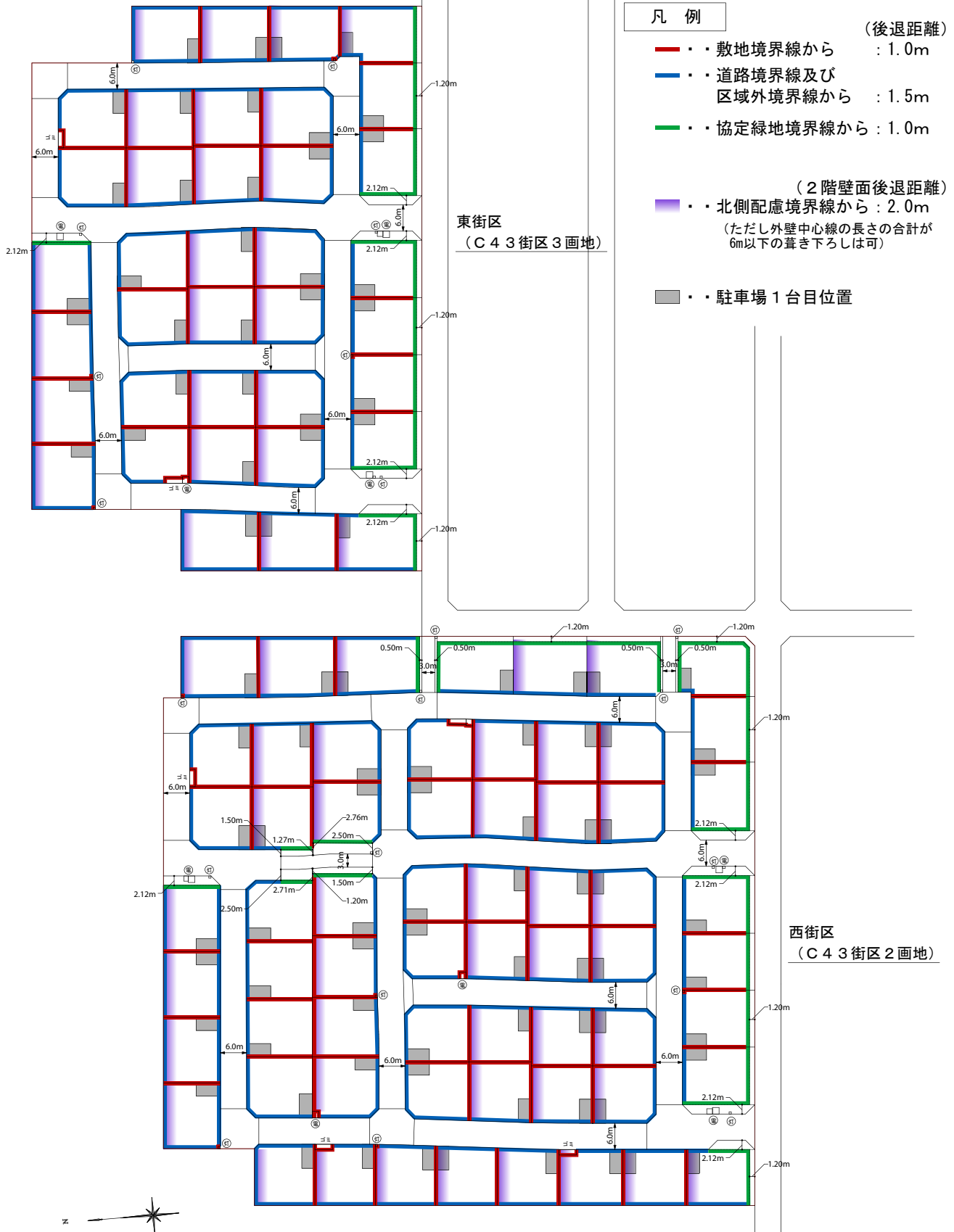
- 協定区域 
- 凡 例
-  協定区域内の車道
 -  協定区域内の歩道



西街区
(C 4 3街区 2画地)



別紙2 外壁の後退距離指示図



別紙3 色彩基準

使用する素材の色は、つくば研究学園（葛城C43街区）の景観に配慮し、ナチュラルなイメージを壊さないことを基本とし、下記のように定める。

（色彩の基準値は、JIS(日本工業規格)に採用され、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」に用いられているマンセル値による。）

1 色彩基準：外壁

(1) デザインによって複数外壁色が使われる場合を考慮し、ベースカラー、アクセントカラーの2パターンで色彩基準を設ける。

(2) ベースカラーの使用面積は、壁面の各面ごとに、それぞれ50%～100%の範囲とする。

(3) アクセントカラーの使用面積は、壁面の各面ごとに、それぞれ50%未満の範囲とすることができる限り30%以下に抑えるよう努める。

(4) ベースカラーの単色使いの場合も、ベースカラーとアクセントカラーの複数色使いの場合も、街区全体のイメージコンセプトであるナチュラルなイメージを壊さないことを前提とするため、街並みから突出するような色の使い方は避ける。ただし、素材色（ガラス・無彩色の金属板・木材など）の使用は、この限りではない。

■ベースカラーの使用範囲は、以下のように定める。

色相	明度	彩度
0 R ～ 4.9 Y R	6以上	2以下
5.0 Y R ～ 5.0 Y	5以上 ～ 8.5未満	4以下
5.0 Y R ～ 5.0 Y	8.5以上	2以下
5.1 Y ～ 2.5 G Y	6以上	2以下
上記以外	6以上	1以下
N（無彩色）	6以上 ～ 9.5未満	

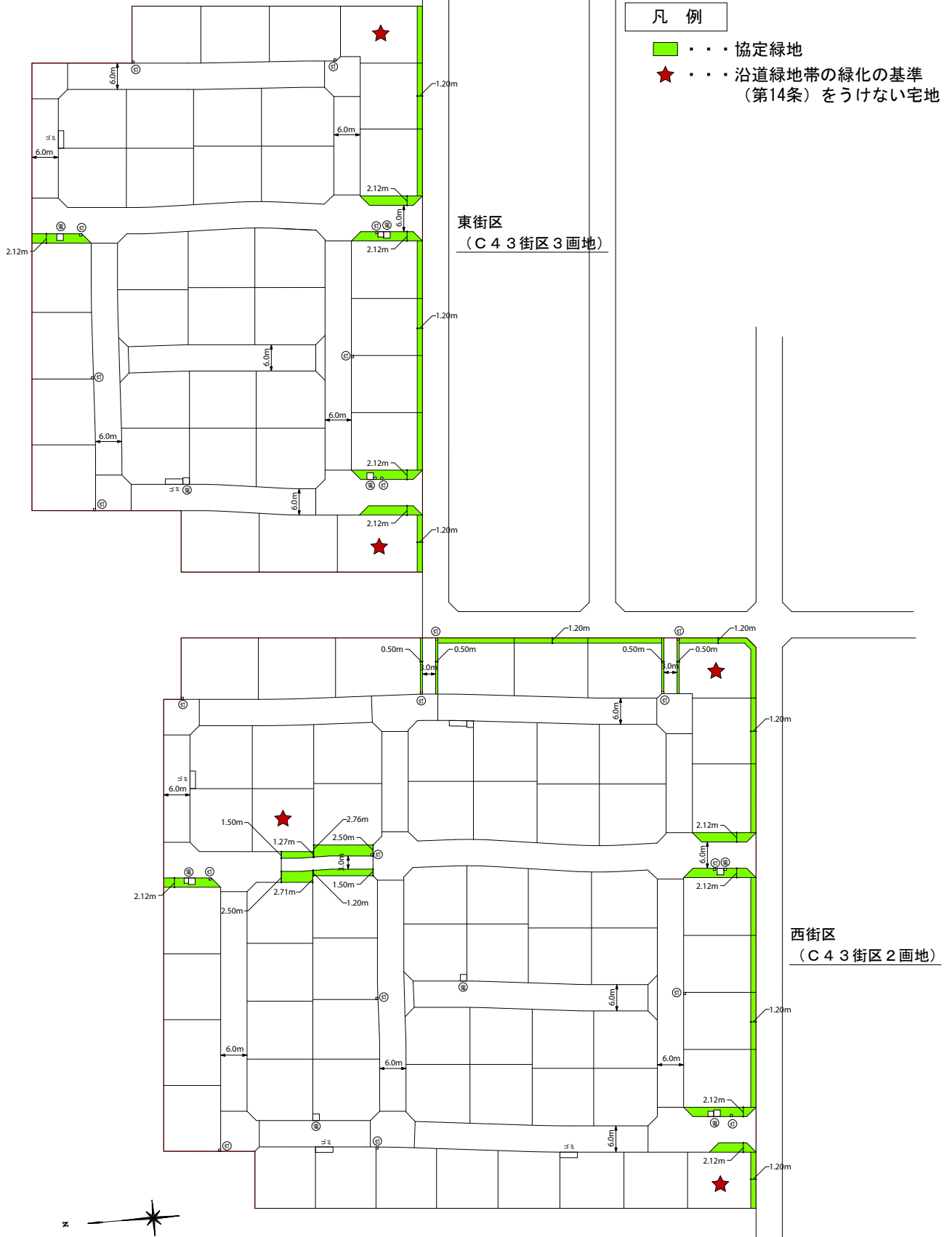
■アクセントカラーの使用範囲は、以下のように定める。

色相	明度	彩度
0 R ～ 4.9 Y R	2以上	4以下
5.0 Y R ～ 5.0 Y	2以上	6以下
5.1 Y ～ 2.5 G Y	2以上	4以下
上記以外	2以上	1以下
N（無彩色）	3以上	

2 色彩基準：屋根

有彩色の色相R、Y Rと無彩色の範囲とし、それ以外の色相のものは使えない。

別紙4 協定緑地配置図



別紙5 緑化面積の算定基準

緑化面積の算定基準は以下の基準によるものとする。

分類	規格（植樹時）	換算緑化面積
高木	高さ 3.0m 以上	10.0㎡/本
中木	高さ 1.5m 以上 3.0m 未満	3.0㎡/本
低木	高さ 0.4m 以上 1.5m 未満	実面積
生垣	長さ 4.0m 以上（注1） 植栽 1m 当り 3本以上 高さ 1.2m 以上～2.3m 以下	延長×0.5m （注2）
地被類等	高木、中木、低木の樹下を除く敷地に植栽されたコケ、芝等の地被類及び高さ0.4m 未満の低木	実面積

（注1）生垣が門、車庫等により連続しない場合は、それらの生垣の延長の合計が4メートル以上であること。

（注2）生垣の延長の合計が4メートル未満の場合は、その実面積とする。